

6月19日付 本部長指示

令和 2 年 6 月 1 9 日  
新型コロナウイルス対策本部  
本部長 市長 若林 洋平

5月25日に国内すべての緊急事態宣言が解除され、6月19日から国による都道府県を跨ぐ移動の自粛も解除された。しかしながら依然として国内並びに県内でも感染者は発生しており、いまだ小規模なクラスターも発生していることから、気を緩めることなく、引き続き感染防止対策に取り組むとともに、市民生活を日常に戻す社会活動、経済活動を再開するため、以下の点について取り組む。

なお、今後の感染状況によって随時見直すものとし、万が一クラスター発生した場合などに備えること。

- (1) 小中学校や公立幼稚園については、引き続き万全な感染防止対策を図ること(新型コロナ危機管理マニュアルの遵守)
- (2) 保育所や放課後児童クラブについては、引き続き万全の感染防止体制を図ること
- (3) 医療体制の支援のため、各種団体や組合に依頼していたマスク・防護服・グローブ等の医療用衛生物資については、多くのご寄付が寄せられていることに深く感謝するとともに、引き続き支援をお願いすること
- (4) 発熱外来の拡充と地域医療の継続のため、PCR 検査場を設置し、医療従事者等の待機場所を確保するなど、地域医療体制を整えているが、第2波、第3波に備え、引き続き院内感染や家庭内感染の防止を図ること
- (5) 公共施設については、都道府県を跨ぐ移動の自粛も解除されたことから、6月19日から次の条件を付して利用できるものとする
  - ・各施設の利用条件は、感染拡大防止対策の観点から、ソーシャルディスタンスの確保、三密を回避するための措置を講じた上で、規模や状況に応じて施設管理者が適切に判断すること。ただし、十分な感染防止体制が確保できない施設は再開しないこと
  - ・万一の状況に備えるため、利用者の住所・氏名を記録することとし、施設管理者は利用者に協力を依頼すること
  - ・予約受付に際しては、今後の状況によりキャンセルとなる場合があることを周知徹底すること
- (6) 県外利用者が中心となるキャンプ場等は、十分な感染防止対策をとった上で、前回の本部長指示のとおり6月19日以降再開すること

- (7) 市主催のイベント等については、準備を伴うことから8月19日までは中止又は延期とすること
- (8) 地域イベントや公民館等の地域施設は市に準じた対応とし、地域で「新しい生活様式」の浸透を図りながら、順次行うよう要請すること
- (9) 飲食店及びナイトクラブ・バーなどについては、クラスター発生の危険性が高いことからマスク及びフェイスシールドの着用等感染拡大防止マニュアルに基づき各種対策を徹底するよう要請すること
- (10) 市民に対して、まず感染しないための行動をとることが何より大切なことから、以下の点についてお願いする。
  - ・県外への移動については、特に東京都等の感染が収まらない地域への移動は出来る限り自粛することが望ましいが、移動する際には万全の感染拡大防止対策を講じること
  - ・市内においては、必要な経済活動を再開するが、それに伴い県外からの来訪者も増えることから、感染拡大防止のため「新しい生活様式」などを実践した感染防止を行うこと
  - ・地域や各種団体のやむを得ない会合は、十分な感染防止対策を取った上で、必要最低限の人数（多くても20人～30人程度）で実施すること
  - ・運動や作業をする際には、適切な水分補給や休息を取るなど熱中症に十分注意しながら、感染防止対策を行うこと
  - ・自分が感染しない行動が、医療従事者への応援と感謝に繋がること
- (11) 新型コロナウイルスの影響で著しく売り上げの減少した事業主に適用する持続可能支援事業を引き続き推進すること
- (12) 市内経済の活性化と市民生活支援のため、経済対策事業として実施する「プレミアム商品券」及び緊急経済対策等の準備を進めること
- (13) 自然災害発生時における、感染症拡大防止対策を考慮した避難所の運営方針について、自主防災会等に周知を図ること
- (14) 市職員は、国や県と連携を密にして、国・県・市の様々な支援制度について、いち早く正確な情報を市民に伝えるとともに、市民生活を考慮して迅速かつ適切な対応を取ること